

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

サービス提供時間 事業所区分 要介護度	7 時間以上 8 時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護1	753	7,868 円	787 円	1,574 円	2,361 円
要介護2	890	9,300 円	930 円	1,860 円	2,790 円
要介護3	1032	10,784 円	1,079 円	2,157 円	3,236 円
要介護4	1172	12,247 円	1,225 円	2,450 円	3,675 円
要介護5	1312	13,710 円	1,371 円	2,742 円	4,113 円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び地域密着型通所介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとしますが、利用者の希望又は心身の状況等により、あるサービス提供日における計画時間数を短縮する場合は、その日に係る地域密着型通所介護計画を変更し、変更後のサービス提供時間数に応じた利用料となります。なお引き続き、計画時間数とサービス提供時間数が異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに地域密着型通所介護計画の見直しを行います。
- ※ 利用者の希望又は心身の状況等によりサービスを中止した場合で、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる(1~2 時間程度の利用)場合は、当日の利用はキャンセル扱いとし、利用料はいただきません。
- ※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合又は地域密着型通所介護従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月の利用料及び利用者負担額は、70/100 となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は同一の建物から通う利用者は、1日につき 94 単位(利用料 982 円)(利用者負担額:1 割 99 円、2 割 197 円、3 割 295 円)減算されます。同一の建物とは、指定地域密着型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物をいいます。
- ※ 利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合(ご家族が送迎される場合等)は、片道につき 47 単位、(利用料 491 円)(利用者負担額:1 割 50 円、2 割 99 円、3 割 148 円)減額されます。
- ※ 感染症又は災害の発生を理由として当該月の利用者数が当該月の前年度における月平均よりも 100 分の 5 以上減少している場合、3 月以内に限り 1 回につき所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を加算します。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	418円	42円	84円	126円	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	585円	59円	117円	176円	機能訓練を実施した日数
若年性認知症利用者受入加算	60	627円	63円	126円	189円	1日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の90/1000	左記単位数×10.45円	左記の1割	左記の2割	左記の3割	(所定単位数)基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数

- ※ 入浴介護加算(Ⅰ)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に指定地域密着型通所介護を行った場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区別の単価(枚方市5級地 10.45円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたしません。
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、利用料金としてのキャンセル料は請求いたしません。 食事代については、利用日の当日8時45分までにご連絡いただけなかった場合は請求させていただきます。
③ 食事の提供に要する費用	500円(1食当り 食材料費及び調理コスト) ※運営規程の定めに基づくもの
④ おむつ代	紙オムツ150円・リハビリパンツ100円・パット30円(全て1枚当たり/税込み) ※運営規程の定めに基づくもの
⑤ 日常生活費	おやつ代として100円(税込み)。 その他、選択的に参加できるレクリエーション材料費については別途徴収するものとする。 ※運営規程の定めに基づくもの